

## 解説①

# 当機構の活動状況と高等教育の動向等 について

# ◆日本高等教育評価機構（JIHEE）について

公益財団法人 日本高等教育評価機構

**JIHEE**

**J**apan **I**nstitution for **H**igher **E**ducation **E**valuation

- 設立母体＝日本私立大学協会
- 財団設立＝平成16年11月25日
- 公益財団法人設立＝平成24年4月1日
- 目的及び事業

## 主な事業

- 教育研究活動等の評価事業  
大学機関別認証評価／短期大学機関別認証評価／  
ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価
- 評価員の養成
- 評価に関する調査・研究
- 広報及び啓発活動：広報誌等の刊行／情報公開

# ◆ JIHEE評価校数の推移

## (1) 大学機関別認証評価（平成17年7月認証）

会員大学 352大学（公立3校、私立349校）

私立大学の56.2%が加盟

受審大学 272大学（第1期）

267大学（第2期、平成28年度まで）

平成28年度 大学機関別認証評価 80大学

再評価 1大学

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
受審大学	—	4	16	38	58	71	85

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受審大学	13	13	30	63	68	80	79

年 度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
受審大学	15	-	-	-	-	-	-

# ◆ JIHEE評価校数の推移

## (2) 短期大学機関別認証評価（平成21年9月認証）

会員大学 18短期大学

受審大学 9短期大学（第2期、平成28年度まで）

平成28年度 短期大学機関別認証評価 3短期大学

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受審短期大学	—	—	1	3	2	3	7

※平成30年度  
 申請校数 0校

## (3) ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価（平成22年3月認証）

受審大学院 1大学院（平成28年度まで）

平成27年度 ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価 1研究科

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
受審研究科	1	—	—	—	—	1	—

# ◆ 平成28年度評価結果

## 評価結果の提供及び公表

- 文部科学省記者クラブへの資料提出
- 評価結果報告書作成及び配付
- 判断例の公表（平成24年度から実施）

・ 平成28年度 評価結果（平成29年3月28日公表）

大学 80校	適合	77校
	保留	3校

大学再評価1校	適合	1校
---------	----	----

	基準1 (使命・目的等)	基準2 (学修と教授)	基準3 (経営・管理と財務)	基準4 (自己点検・評価)
優れた点	8	50	14	2
改善を要する点	5	35	38	1

# ◆ 平成28年度評価結果

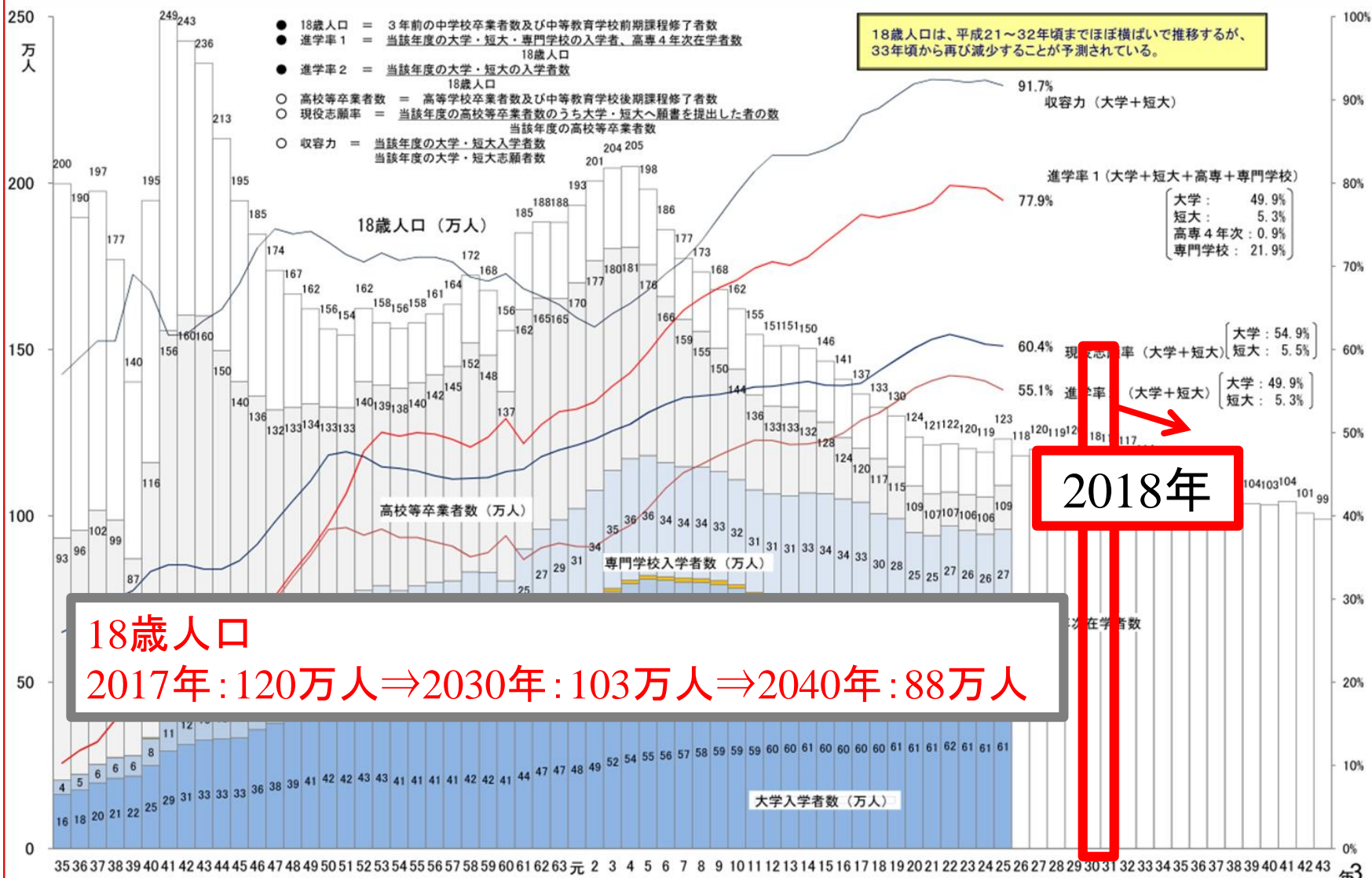
## 評価結果

- 短期大学3校 適合 3校

	基準1 (使命・目的等)	基準2 (学修と教授)	基準3 (経営・管理と財務)	基準4 (自己点検・評価)
優れた点		3	2	
改善を要する点				

# ◆ 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

## 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



出典: 文部科学省「学校基本調査」(平成25年度は速報値)、平成38年~43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」を基に作成

# ◆ H29.5.1現在の学校数・学生数

## 各学校種等の学校数・学生数

- 東京23区に所在する大学・大学院の学生数の割合は短期大学や高等専門学校と比べるとやや高い。
- 東京23区の学生数については、大学院、短期大学、高等専門学校と比較して大学の 学部生が大多数を占めている。

項目	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校（専門課程）	
学校数	(*)627	777	341	57	2817	
	うち東京都	109	137	38	3	357
	割合	(*)17%	18%	11%	5%	13%
	うち23区	76	93	28	1	—
	割合	12%	12%	8%	2%	—
学生数 (万人)	25.0	287.4	12.8	5.8	58.9	
	うち東京都	6.8	74.6	1.5	0.36	13.4
	割合	27%	26%	12%	6%	23%
	うち23区	5.6	52.6	1.2	0.16	—
	割合	22%	18%	9%	3%	—



## ◆ 東京23区の大学の定員抑制

- H29.6 「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」  
→ 設置認可に関する告示の改正

東京23区において大学の定員増は認めないことを原則とする  
暫定措置として平成30年度、31年度についての設置認可に関  
する告示を改正

- 暫定措置として以下の対応を行う

- ◇ 平成30年度収容定員増（10月に申請が予定されているもの）

- ◇ 平成31年度大学の設置、学部等の設置、収容定員増

### < 例外事項 >

- ・ 校舎等の施設又は設備の整備を行うなど必要な投資を行う場合で、さらに大学の設置、学部等の設置、収容定員増について機関決定している場合
- ・ 専門職大学の設置に関しては、東京23区に所在する専門学校が当該専門学校の定員を活用して専門職大学を設置する場合
- ・ 医学部の地域枠（東京都以外の都道府県で将来医師として従事しようとする学生の入学枠）による臨時定員増

# ◆ 専門職大学等の創設

## ● 学校教育法の一部改正

→平成31年4月1日施行

大学制度の中に位置づけられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として「専門職大学」及び「専門職短期大学」を設ける。

### 1. 目的等

- ① 機関の目的：専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開
- ② 学位の授与：文部科学大臣が定める学位「学士（専門職）」等

### 2. 社会のニーズへの即応

- ① 産業界等との連携：専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る
- ② 認証評価における分野別評価：専門分野の特性に応じた認証評価を受ける

### 3. 社会人が学びやすい仕組み

- ① 前期・後期課程区分：専門職大学（4年制）の課程は、前期（2年又は3年）及び後期（2年又は1年）に区分できる
- ② 修業年限の通算：実務経験を有する入学者は、実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる

## ◆ 高大接続改革

高大接続改革 高等学校教育改革－学力の3要素の育成

2020年度

→ 大学入試改革－学力の3要素の評価

大学教育改革－学力の3要素の伸長



社会で自立して活動していくために必要な「学力の3要素」

- ① **知識・技能**の習得
- ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、  
成果等を表現するために必要な**思考力・判断力・表現力等の能力**
- ③ **主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度**

# ◆ 高大接続改革の全体像のイメージ

## 高等学校教育改革

《「学力の3要素」の確実な育成》

### ✓ 学習指導要領の抜本的な見直し

- 育成すべき資質・能力を踏まえた**教科・科目等の見直し**  
 (「歴史総合(仮称)」、「数理探究(仮称)」、情報活用能力を育成する新科目など)
- **カリキュラム・マネジメントの普及・促進**

### ✓ 学習・指導方法の改善

- **アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善**
- **教員の養成・採用・研修の見直し**

### ✓ 多面的な評価の推進

- **学習評価の改善**
- 多様な学習成果を測定するツールの充実  
 → **「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の導入**  
 基礎学力の定着度合いを把握し、指導の工夫に生かす仕組み。  
 CBT導入を検討。  
 (平成31～34年度: 試行実施、平成35年度～: 新学習指導要領に対応)  
 →「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の理解と協力を得て、  
 実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映  
 →農・工・商業などの検定試験や英語などの民間検定試験の利活用の促進

### ✓ 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

(平成32年度～実施、平成36年度からは新学習指導要領に対応)

→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の参画を得て、実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映

### ✓ 個別入学者選抜の改革

- ◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、  
**「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善**  
 ※入学希望者に求める能力と評価方法の関係の明確化とそれに基づく選抜
- **新たな選抜実施ルール**の構築
- **「調査書」の改善**や**「学修計画書」等の充実**

→「最終報告」後、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」の場で具体的な在り方を検討(平成32年度に実施される選抜から適用)

## 大学入学者選抜改革

《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》

## 大学教育改革

《「学力の3要素」の更なる伸長》

### ✓ 三つの方針(卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れ)に基づく 大学教育の質的転換

- 関係省令の改正(「三つの方針」の**一体的な策定・公表の制度化**)  
 (平成28年3月改正、平成29年4月施行予定)
- 「三つの方針」の策定・運用に関する**「参考指針」**の作成(平成27年度中)
- 各大学において育成を目指す人材像や具体的な教育活動の明確化
- 入学から卒業までの、**大学教育を充実するためのPDCAサイクルを強化**

### ✓ 認証評価制度の改善

- 高大接続改革の趣旨を踏まえた評価項目・方法の改善(「三つの方針」**に基づく大学教育の質的転換促進**や、**内部質保証を重視した評価**)  
 (平成30年度から始まる第3サイクルの評価に反映)

## ◆ 三つのポリシー

### ● 三つのポリシーの策定・公表の義務化に関する省令改正 →平成29年4月1日施行

大学は、当該大学、学部若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」（大学院にあっては、「入学者の受入れに関する方針」に限る）を定めるものとする。 （第165条の2第1項関係）

#### <留意事項>

- ・H29.4.1以降、全ての大学等で三つの方針を策定・公表する必要がある
- ・「ガイドライン」を参考として取り組むことに期待
- ・大学院については、入学者受入れの方針の策定・公表のみが規定

#### 【ガイドラインの主な内容】

- ・三つのポリシーの単位は、学位プログラムを基本に、各大学が適切に判断。
- ・各大学において、①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラムポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッションポリシーを、それぞれ策定
- ・三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

## 三つのポリシーとそれに関連する教育情報の発信

大学

情報発信

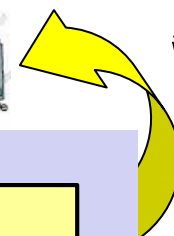


高校

企業・社会



情報発信



**ポリシーの策定を通じて具体化された入学者選抜、教育の実施及び卒業認定・学位授与の各段階における目標**

**アドミッション・ポリシー (AP)**

入学者に求める学力の明確化、  
具体的な入学者選抜方法の明示

**カリキュラム・ポリシー (CP)**

体系的で組織的な教育活動の展開  
のための教育課程編成、教育内容・  
方法、学修成果の評価方法の明確化

**ディプロマ・ポリシー (DP)**

大学の理念や社会の要請等を踏  
まえ、学生が身に付けるべき資  
質・能力の明確化

3 ポリシー  
とそれに関連した教育  
情報を積極的に社会に  
情報提供・  
公表

**各ポリシー (目標) に基づき実施される入学者選抜及び体系的で組織的な教育**

APに基づく

- ・入学者選抜方法
- ・多面的・総合的な評価方法の活用

CPに基づく

- ・カリキュラム編成
- ・教育内容・方法
- ・学修成果の把握・評価方法
- ・学修時間増加のための取組
- ・学修環境の整備

DPに基づく

- ・厳格な成績評価・卒業認定
- ・大学と社会との接続



## ◆ SDの義務化

### ● スタッフ・ディベロップメント（SD）に関する省令改正 →平成29年4月1日施行

大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること、その他必要な取組を行うものとすること（第42条の3関係）

#### <留意事項>

- 「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれる
- 今回の改正は、個々の職員すべてに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではない

## ◆ 教職協働による取組みの促進

### ● 大学設置基準の一部改正

→平成29年4月1日施行

大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

(第2条の3関係)

大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

- 「事務に従事する」⇒「事務をつかさどる」（学校教育法第37条他）
- 「事務を処理する」⇒「事務を遂行する」（大学設置基準第41条他）
- 教員と事務職員等の連携及び協働（新たな規定の追加）
- 大学の事務職員及び事務組織が、国際的な連絡調整や高大接続改革、大規模な産学官連携の推進、学問分野を超えた教育研究の展開、戦略的な大学運営など、一定の裁量と困難性を伴う業務を担い、大学における様々な取組の意思決定等に積極的に参画することが期待されること。（高等教育局長通知）



# ◆ 平成30年度からの認証評価

- 認証評価制度の改善に関わる省令（いわゆる細目省令）改正  
→平成30年4月1日施行

## 1. 大学基準において定める評価事項関連

### 大学評価基準に以下の内容を追加すること

- ・ 三つのポリシー（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針）
- ・ 内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み）

### 重点評価項目を設定すること

- ・ 大学評価基準の項目のうち、内部質保証については、重点的に認証評価を行うこと

### 設置計画履行状況等調査（AC：アフターケア）との連携を図ること

- ・ ACにおいて「是正意見」「改善意見」が付された大学に対する評価では、当該意見に対して講じた措置を把握すること

# ◆ 平成30年度からの認証評価

- 認証評価制度の改善に関わる省令（いわゆる細目省令）改正  
→ 平成30年4月1日施行

## 2. 評価の質の向上

### 認証評価機関の自己点検・評価の義務化

- 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること

### 評価機関におけるフォローアップ

- 認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した事項について、大学からの求めに応じて再度評価を行うよう努めること

### 評価における社会との関係強化

- 認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれること

## ◆ 認証評価の今後の方向性

- 認証評価制度の改善に関わる省令（いわゆる細目省令）改正  
→平成30年4月1日施行

### <留意事項>

「審議のまとめ」を踏まえた運用、特に以下の点について配慮

- 内部質保証において優れた取組等を実施していると評価した大学に対して次回の評価内容及び方法の弾力化を図ること
- 大学の教育の質的転換を促進するため、各大学が学生の学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組むこと
- 評価の過程において、認証評価と社会との関係強化等の観点から、高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組むこと
- 認証評価に係る各大学の負担の軽減のため、国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料及び結果も活用した評価に取り組むこと